

酒々井町 LINE 公式アカウント利用規約

1 趣旨

酒々井町（以下、「町」という。）が運用する LINE 公式アカウント（以下、「当アカウント」という。）の利用規約（以下、「本規約」という。）を次のとおり定めます。

本規約は、当アカウントを利用する全ての方（以下、「利用者」という。）に適用されます。内容を確認し、同意いただいた上でご利用ください。なお、当アカウントを利用することにより、本規約に同意されたものとみなします。

利用者は、当アカウント上で提供されるサービスのご利用に当たっては、本規約に加え、LINE 株式会社が決める各種利用規約等を遵守するものとします。

2 サービスの内容

町がアカウントにより提供するサービスは、次に掲げるものとします。

- (1) 行政情報やイベント情報、災害情報など広く周知すべき情報の配信
- (2) 町ホームページなどへのリンクボタンの設置
- (3) 前号に掲げるもののほか、町が適当と認める情報の配信

3 メッセージ等への回答

町は、当アカウントの利用者から投稿されたメッセージ等に対し、原則として個別の回答を行わないものとします。

4 禁止事項

利用者による投稿について、町が、次に掲げる禁止事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿の一部又は全部の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 法令等に違反し、又はその恐れのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 政治活動、選挙活動及び宗教活動を目的とした行為又はこれらに類似した行為
- (4) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- (5) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長し、人権を侵害する行為
- (6) 本人の承諾無く個人情報を特定、開示、漏洩する等個人のプライバシーを害する行為
- (7) 当アカウントと関わりない商品、店舗若しくは企業の紹介又は広報、宣伝等の営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介などを含む。）
- (8) 成りすまし、虚偽及び著しく事実と異なる情報又は正否の確認ができない噂等を掲載する行為
- (9) 有害なプログラム等を送信することにより通信機能の妨害、情報の窃取又は他者のアクセスを妨害する行為

(10) 犯罪行為に結びつく内容又は犯罪行為を助長する内容を掲載する行為

(11) その他町が不適切であると判断した行為

5 知的財産権の帰属

掲載している記事、写真、イラスト、音声、動画等に関する知的財産権は、町又は町以外の正当な権利を有する者に帰属します。また、出所を明記しての転載は可能です。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

6 免責事項

(1) 町は、当アカウントの掲載情報について細心の注意を払っていますが、情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。また、当アカウントの掲載情報の全てが、町の公式発表又は見解を必ずしも表しているものではありません。

(2) 町は、利用者が当アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

(3) 町は、当アカウントに関連して生じた利用者間又は利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害について、一切の責任を負いません。

(4) 町は、利用者により投稿されたコンテンツについて、一切の責任を負いません。

(5) 町は、予告なく当アカウントの掲載情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止する場合があります。

(6) 町は、本規約について予告なく変更する場合があります。

(7) 投稿された全てのコンテンツは、投稿されたことをもって、投稿者は町に対し、その投稿コンテンツを無償で自由に使用する権利を許諾したものとし、かつ、町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

(8) 町は、LINE 株式会社又は第三者が提供するソフトウェア、アプリ等の機能、利用方法、技術的な内容等に関する質問、問い合わせ等に関しては、一切回答いたしません。

7 個人情報

(1) 町は、個人情報（酒々井町個人情報保護条例（平成 16 年 12 月 20 日条例第 11 号。以下、「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）について、条例の規定に基づき、適切に収集、利用及び管理するものとします。

(2) 町は、当事者の意思によるものを除くほか、当アカウントを通じて個人情報を収集しません。

8 問い合わせ先

酒々井町企画財政課広報広聴班

電話 043-496-1171